

[巻頭言]

新型コロナウイルス感染症の流行と心理臨床

発達心理臨床研究センター長

遊 間 義 一

昨年の本誌の巻頭言で、新型コロナウイルス感染症の流行によって本センター（以下、神戸ハーバーランド臨床心理相談室を含む）の心理臨床活動や心理臨床家の育成に大きな制約が課せられていること、さらにその制約を我々の臨床活動に「溶かし込み生かしていく」ことの重要性が指摘された。

それから1年経過した現在においても、新型コロナウイルス感染症の流行による制約が存在していることに変わりがない。この1年間、兵庫県の非常事態宣言及びまん延防止等重点措置とそれらの解除を受けて、本センターでも臨床活動の制限と緩和を繰り返し、2021年10月に一部制約付きで活動が再開され現在に至っている。

日本全体の心理臨床活動や心理臨床教育に目を転じると、臨床活動の制約に伴い、対面でない形での心理査定や心理相談等が実施されるようになってきた。skype等を使っての臨床相談が行われるようになり、webを通じて調査を行う学生もおり、またwebによる心理査定が可能な検査も開発された。いくつかの学会ではこれらのテーマを今年の課題として取り上げた。今後新型コロナウイルス感染症の流行がどのように推移していくのか不明であるが、1年以上にわたるコロナ禍の下で続けてきた臨床活動の中で、対面でも行えることがあることに気づかされた。

それらは、臨床活動に用いる手段を広げることになる可能性を有している。もちろん、遠隔による臨床活動が今後根付いていくためには、心理査定においては信頼性や妥当性に関する研究が行われていくべきであるし、臨床相談では相談者の役に立っているのか、効果検証がなされる必要がある。これらが克服されれば、新型コロナウイルス感染症流行前よりも、臨床活動の選択肢が増えることになる。我々に与えられた課題である。

本センターについては、もう一つ大きな出来事があった。加東キャンパスでの心理相談活動の縮小である。これは、令和2年4月に臨床心理学コースが加東キャンパスから神戸ハーバーランドキャンパスへ移転したことに伴うものであり、令和3年4月以降臨床心理学コースに関する臨床活動や大学院生への教育は、神戸ハーバーランド臨床心理相談室が中心となった。ただし、臨床心理発達研究センターにおける臨床活動がなくなったわけではなく、今後も地域に貢献していくことに変わりはない。

この1年間で起こった大きな変化と臨床活動の制限は、相談者や地域社会に有益な臨床活動の方策について、もう一度考える機会を与えてくれている。